

第 13 回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日 時：平成 20 年 12 月 24 日（水） 午前 9 時～午前 11 時

会 場：市庁舎 4 階 モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、落水委員、齊藤委員、前委員、寺本委員、西村委員、
林委員、原委員、松崎委員、村上委員、山形委員、

欠席者：木下委員、下川委員、鈴木委員、田中委員

山口 会 長	1 開会 ただいまから、第 13 回熊本市自治基本条例検討委員会を開会いたします。 本日の委員の出欠についてですが、木下委員、田中委員、下川委員が、所用で欠席との連絡が入っております。 なお、本日の委員会は 2 時間を予定しており、11 時には終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。 それではまず、資料の確認を事務局の方からお願いいたします。
事務局	（資料確認） ・ 次第 ・ 資料 1 「今後のスケジュール（予定）」 ・ 前回の「資料 4 正副会長試案」3・4 ページ（差し替え分） ・ 「自治基本条例林案の取扱い及び自治基本条例案作成の指針について（お願い）」（林委員提出） ・ 「正副会長案と林案との比較対照」（林委員提出） ・ 「正副会長作成のコンセプトと林作成の指針 比較対照」（林委員提出）
山口 会 長	ありがとうございます。資料が揃っていない方がいらっしゃいましたら事務局へ申し出てください。 それでは、まず、協議に入ります前に、「資料 1 今後のスケジュール（予定）」をご覧いただきたいと思います。 スケジュールにつきましては、10 月の委員会において、目標としてですが、今年度中に協議を終了することを確認したところです。そして、本日の開催を含めまして、あと 4 回の委員会開催を決めさせていただいております。3 月につきましては、議会等の関係がありまして、開催できるかわかりませんので、この 4 回で二巡目の協議を終わるとしますと、お示したスケジュールを目安に協議を進めなければならないのではないかということで、資料を配布した次第です。 何度も申し上げますが、これはあくまでも目標でございますが、絶対この通りに進めなければならない、というものではありませんが、できるだけこのスケジュールに沿って進めたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

	それでは早速、協議に入りたいと思います。本日の協議は、前回配付しておりました前文から第４章まで進みたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。 協議にあたりましては、できれば全員の賛同を得られればよいのですが、項目によっては、ご意見が分かれる場合もあるかと思ひます。その場合には、ある程度議論はいたしますけれども、平行線の場合には、理由を添えまして両論併記にしたいと考えております。 なお、この場合、各委員のお考えも確認したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。
林 委 員	林でございます。印鑑を押したＡ４の資料の４ページ、（４）の「スケジュール案について」というところを見てください。そこに記載しておりますが、協議内容の中に記載された、章立て、項目について、前回議会により、廃案になった項目の全てを取り上げた理由について、ご説明いただきたい。また、この協議内容の中に、記載されていない項目は、検討の対象にしないということなのでしょうか。それと、議会と市長との公式な合意により、よりよい条例を策定することですので、条例に書き込むべき項目の全てを明らかにしてもらいたいと思ひます。さらに、３ページの４に記載している進め方などをきちっと明らかにしないと、どういう条例を作るのか、全体像が全くわかりません。そのへんを審議の中身も含めて明らかにしないと、後で住民から、「こんな条例を、どういう審議をやったのか」と厳しく批判があると思っております。 私が作成しました正副会長試案との比較対照も含めて、きちっとやってもらわないといけません。これは各委員の共通認識にしてもらわないと困ります。よろしくお願いいたします。
山 口 会 長	スケジュールについてのお考えが示されたのですが、とりあえず今年度中に協議を終了することを目指すということはよろしいのでしょうか。
林 委 員	少しずれ込むでしょうから、それはちょっと無理だと思います。
山 口 会 長	林委員のご意見がこの委員会の共通認識なのかどうか、ということですが、私どもの示したこのスケジュールで、全く審議ができないようなものだというふうにお考えの方が多いのでしょうか。
西 村 委 員	これまで１年近く議論をしてきて、そして４案がでて、それから１０月１７日の検討委員会では、新たな提案が出され、私も提案いたしました。それにもかかわらず、全体として何を検討するのかは決まっていけないのに、いきなりこういう項目を示したスケジュールが出てくるということは、非常によくないと思ひます。進め方としては、非常に非合理的で、納得性のないものだと思ひます。

	正副会長は、この検討委員会を主宰しているわけですから、どういう項目を検討するかを明確にし、その上で、スケジュールを出すべきだと思います。 それから、もう一つ、私は林委員が言われたのは、非常に筋が通っていると思います。平成１７年に行政が提案した熊本市自治基本条例案が廃案になったということは、非常に重い意味があり、その際、議会の特別委員会からよりよい条例を作ろうではないかということが、本会議の中で市長に提案されて、そして市長と議会がこれを合意しているわけです。議会は、決議までしているわけで、そうしますと、この検討委員会では、よりよい条例を作っていくという立場に立たなければならない、そうすると全国の経験を学んでいく、取り入れていく、また、検討委員会から出された色んな意見も取り入れてよりよい条例を作ることと進めなければならないのです。ところが、このスケジュール案はそういうふうになっていない。やはり、原点に返って、議会と市長との合意、いわゆる公的な合意事項の上に立って、しかも、全国の経験を取り入れ、そして検討委員会から出された民主的な提案も取り入れて、より豊かに、住民のためのよりよい条例を作っていくという点を踏まえて、検討を加えるべきだということです。この示されたスケジュール案は、正しくないと言い過ぎかもしれませんが、非常に非合理的だと思います。
落 水 委 員	林委員、西村委員のお話も十分理解できます。ただ、随分、そもそも論が度々出ておりますので、これを論議しますとまたこれで３０分位かかる可能性があり、もったいないような気がいたしますので、会長から会長の示されたスケジュール案でいいのかを、お一人お一人に確認されてはいかがでしょうか。私は会長の案で構いません。
山 口 会 長	それでは他の委員のご意見をお聞きいたします。
原 委 員	これまでこの検討委員会では、先ほど西村委員、林委員がおっしゃいましたように、今後の進め方については、４案を基にして、一巡目でどういう項目をやっていくかということで、順次、お互いに確認しながら進めてきたというような認識を私は持っているところです。そして、先ほど西村委員がおっしゃいましたけれども、確かに、４者が一つのテーブルについて、よりよい条例の制定を目指すということを議会は執行部に申し入れ、議会はこのことを報告し了承したと認識しております。その中であって、私ども行政といたしましては、よりよい条例の制定を目指すというその過程を重視しなければならないということで、この検討委員会を設置いたしました。そしてこの検討委員会では、条例に盛り込むべき項目、内容について検討していただき、そしてそれを踏まえたところで、行政が条例案を作り、その条例案は検討委員会にもフィードバックさせながら進めていく、という認識を持っているところです。

	今後につきましても、先ほど会長から示されましたスケジュール案については、あくまでも目標を伝え、定めて、スケジュール的にこうやっていきたいと思いますということでのご提案だと思っており、「もうこれでいきますよ」というようなご提案ではなかったと思っております。
松崎委員	先ほど林委員と西村委員がおっしゃった内容がちょっと正確に理解できなかったのですが、私は一巡目で、盛り込むべき内容、それから項目についても、色々と意見が出て、あらためて二巡目の最初に入ってきたと認識しております。 今回の今後のスケジュール案につきましては、今まで一巡目で議論されてきた内容を整理した中で、ここまでする目標としましょうということでご提案がっているわけで、それを今から審議に入る時に、そもそも論が出るのは、また一巡目に戻るような感じがしました。前々回の検討委員会は欠席しておりましたけれども、そのときに、今年度中を目処に、ある程度仕上げるということを聞いておりますので、これでやっていかないと間に合わないということを、あらためて共通認識にする上で、正副会長からこのスケジュール案が出されたらと認識しております。ですから何の問題もなく、これから進めていく中で、西村委員や林委員にもご意見を色々いただいていけばいいのではないかなと思っておりますので、早く先に進めて行きたいと考えております。
村上委員	議会に身を置く者として思うのですが、幸山市長の選挙公約として掲げられている自治基本条例は、やはり任期中に施行されるということが、基本的には皆さんの共通認識であったと思います。 自治基本条例については、この検討委員会だけではなくて、最終的には条例でするので議会に提案され、議会でも議論する時間が必要ということで、私としては、やはり、残された時間が極めて少ないというふうには認識しております。ですから、このよりよい条例という、よりよいということは、ベストではないということです。ですから、どのあたりで着地点を見つけるか、ということだろうと思います。よりよいということがベスト、あるいはベストに近いというような形での議論になると、市長の任期中にはできないのではないかなという危機感を持っております。当然、最終的には議会で可決されてはじめて施行ということ強く認識しておりますので、今のペースで行くと、ちょっとそれが危ういのかなという気がしておりますので、とりあえずは、このスケジュールでいった方がいいのではないかなと感じております。
山形委員	先ほど、林委員と西村委員が言われた4案を比較してという部分は、一巡目の時には出来てなく、それは二巡目に回しましょうという言い方を会長はされていたというような記憶があります。 スケジュールにつきましては、敢えて申し上げますけれども、今、村上委員も言われたように、実効性のあるものを作って、早く市長に施策で反映してもらう

	ということを私は一番期待しております。そこでまあ折衷案と言ったらおかしいのですが、問題とするところはこの会議の席上できちっと議事録に残していつて、その後、自治推進委員会に付託をして、継続して検討していくということを念頭に置きながら、議論をしなければいけないのではないかと考えております。 4 案比較という部分では、まだちょっと消化不良という感じを私も持っておりますが、スケジュールという部分では、少し我慢しなければいけないのかなという気持ちもあります。 ただこれは、市民に対してこれでいいのかと言われたときに、非常に忸怩たるものもあります。
齊藤委員	色々な考え方があると思いますが、私は会長の案を受け入れたいと思います。
前委員	時間的な制約は当然あると思いますので、このスケジュールというのは、いたしかたないと考えております。したがいまして、それぞれの項目でのご意見、また、こういったものが抜けているのではといったご提案も当然あるかと思いますが、そういったものも含めて、全て合意というのは難しい部分が、時間的なことを考えればあると思います。そこで、こういったご意見があったということ、そしてどこに論点があり、違いがあるのかということそれぞれ明らかにしていくといった形で進めていかないと、なかなか、こうした時間的な制約がある中では終わらないと思いますので、そういった形でお願いできればと考えております。
寺本委員	スケジュールにつきましては、第 11 回の検討委員会で協議しまして、20 年度までに終了するようにということだったと私は思っておりましたし、他の委員の皆さんの共通認識であったと思っておりました。
西村委員	3 月までに仕上げていくということについては、大体ですが、前回、合意しています。私が今、大問題にしているのは、項目がこの項目だけでいいかということです。この会長・副会長案には、私や林委員が提案したオンブズマンが入っていきなく、これでいいかという問題です。これらの項目をどうするのかということと、もっと項目を増やすべきであるということを主張しているのです。
山口会長	項目の問題につきましては、議論をする際に、これが欠けているということをおっしゃっていただければと思っております。また、一巡目に出た問題については、これから資料を作りますが、そこで入れるつもりでありますので、今ここに見えないから議論をしないということではありません。
荒木副会長	ここに出されているものというのは、この検討委員会がスタートして、委員の皆さん方の意見を取り込みながら、正副会長の試案として整理したものです。ですから、これでなくてはいけないというのではなく、この範囲でいいかどうかは、これは分かりません。この案はあくまでもたたき台でして、今、西村委員さんは「この項目だけでいいのか」とおっしゃったわけですが、そうじゃなくて、

	足りなければ入れていけばいいと思います。そのためのたたき台を提示してあると、そういう理解をされた上で議論していけばいいのではないかと思います。 それがよりよい条例を作っていくということになるんだと、私はそういう理解をしております。
西 村 委 員	それでは、この議論の過程の中で、委員から、項目についての提案があった場合は、それはちゃんと検討するということで確認してよろしいですか。
荒 木 副会長	当然です。
山 口 会 長	スケジュールにつきましては、概ねそういう目標で進めるということ、また、項目については、追加、あるいは削除もあるということです、よろしくお願い致します。 それでは、協議に入りたいと思います。前は、前文と目的、それから自治の基本理念を協議いたしました、その際に、定義がはっきりしないと整理できないような事項も出てまいりましたので、今日は、まず、その定義についての議論をしたいと思います。 議論の進め方としましては、これまでのご意見、ご提案を踏まえまして、正副会長である程度論点を整理しております。まずは、それについて協議していただきまして、他に協議したい項目があれば、その後にお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。 定義につきましては、前回お配りした「資料４」の５ページをお開きください。 それから、この定義を考えるにあたりまして、他都市から学ぶというようなこともあったと思いますので、他都市の定義がどのように規定されているのかといったものを整理したものが、前回、配布いたしました別冊の自治基本条例関連資料の「１－５」にありますので、参考にいただければと思います。「１－５ 他都市の定義状況一覧」というタイトルになっております。 では、前回お配りした「資料４」の定義を読み上げていただいて進めたいと思います。 （事務局 定義読み上げ）
山 口 会 長	これまで、「市民」や「住民」などの議論がありましたが、どの項目をどのように使うかは、そのときに協議していただきたいと思います。 例えば「住民」ですと法人も含むような定義になっていますが、「住民投票」といった場合には、「なんとかである住民」というような形で絞込みが必要になってくると思います。その場合には、これは「住民投票」の項目で議論をすれば足りるのではないのかということです。 「住民」や「市民」の定義は、先ほど読み上げたようにしたいということです。 （西村委員・林委員から発言の申し出）

山 口 会 長	定義というのは、物事を考えるための基本ですので、今は、この考え方に立って物事を考えてくれということで定義したわけでありますので、その大前提を議論したいということなのか、それとも、これはこれでいいので次の定義に進みたいということなのか、どちらでしょうか。
西 村 委 員	自治基本条例を策定する場合、この「住民」が基礎であり、その「住民」を二元代表制の中でどのように位置づけるかは、決定的な問題です。 「住民」は憲法第９３条と９５条で出てくるのですが、憲法では、「地方公共団体の住民」とされ、この「住民」が選挙によって、市長や議員を選ぶとなっております。それから地方自治法では、第１０条と１１条、１２条、１３条に関係しますが、「日本国民たる地方公共団体の住民」となっております。地方公共団体といった場合、これを構成するのは「住民」と熊本市という区域。それからもう一つは法制度、いわゆる二元代表制という代表機関の三つがあって地方公共団体と言われているわけです。その地方公共団体の「住民」という場合には、やはり憲法と地方自治法で規定している「住民」こそが、この条例を作る場合の基礎的な概念にならなければならないと考えております。「市民」ということで統一するのではなく、この「住民」を明確に規定し、「住民」で統一した方がわかりやすいと思います。「市民」という言葉は法的には、憲法や地方自治法には出てこなく、根拠がないのです。 したがって、熊本市の自治基本条例は「住民」で統一し、そして「通勤・通学者」には、法律以外のいわゆる「住民」と同じ権利を与えていくということで統一すべきだと思います。政治的に発言するときは「市民」でもかまわないのですが、法体系としての条例では、やはり「住民」ということで統一すべきだと思います。
松 崎 委 員	西村委員に質問ですが、ということは、これから先の議論は、「住民」いわゆる「区域内に住所を有する者」だけで統一して話をするということでしょうか。それとも、「市民」も含めて「住民」という言葉で統一すべきとおっしゃっているのですか。
原 委 員	私も西村委員にお尋ねです。「市民」を「住民」とに分けて定義すべきだというお考えなのでしょうか。それとも、今、松崎委員がおっしゃったように、「住民」だけで統一して話をするということなののでしょうか。具体的にお聞かせいただければと思います。
西 村 委 員	「だけで」という言葉はちょっと置いときまして、ようは「住民」ということを中心にして、考えるということです。分かりやすくいうと、林委員が出された「正副会長案と林案との比較対照」という資料の（２）を見ていただきたいと思います。私は林委員のこの「住民」の定義を根拠にして発言をしているわけで、この条例の体系としてはやはり「住民」ということを明確にすべきだと思います。

	つまり、主権者である「住民」が議員と市長を選んでいることは、はっきりしています。松崎委員がおっしゃられているのは多分、(3) の通勤・通学者のことを言われているのではないかと思います。
松崎委員	そういう方を「市民」というふうに位置づけて、何か問題があるのでしょうか。
西村委員	「住民」と位置づけてなぜ悪いかということと、「住民」ということを基礎にしなくて、なぜ「市民」になるのかをこちらが聞きたい。「市民」という言葉は、法的根拠がないのですよ。
松崎委員	「住民」と「市民」はここで一応区別して書かれているわけで、使い分ければいいのではないですか。
西村委員	いや、だから、書いてはあるのですが、この「住民」では、だめということです。この正副会長案の定義では、不十分ですよということです。
松崎委員	じゃあ、どこがどういうふうに不十分かをお聞かせください。
西村委員	だから、林委員が書かれている「住民」のところを読んでください。いいですか、地方自治法の第 10 条から 13 条にかけて記載してありますが、いわゆる「住民」というのは、権利と義務が明確になった人たちをいうのです。「市民」の権利と義務というのは、地方自治法では謳われていません。謳われていないというよりも、明確じゃないのです。いわゆる「住民」のような権利と義務はないのです。同じものではないということです。だから、「住民」ということで統一すべきだということです。
松崎委員	ということは、一つの例として、全ては個人でなければならないということですか。
西村委員	そうです。人間です。
松崎委員	一人ひとりということですか。
西村委員	一人ひとりの住民ということは、一人ひとりの人間、自然人を言うのです。団体を言うわけではないのです。個人、いわゆる人間、自然人のことを「住民」というのです。
松崎委員	ということは、ここには「住民」だけでいいということですか。
西村委員	だから、「住民」という定義を、もっと包括的にすべきだということが一つ。それからもう一つは、「市民」という言葉じゃなくて「住民」で、この自治基本条例は統一すべきだということが二つ。それから、三番目には、「市民」は法的根拠がないということなのです。

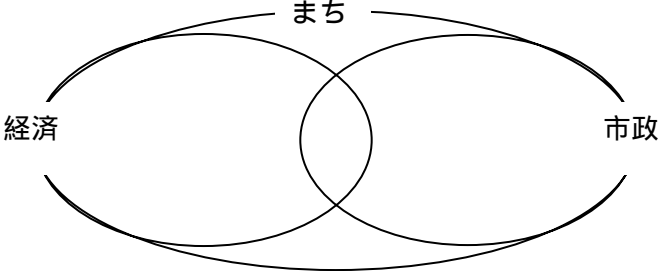
松崎委員	法的根拠のない「市民」という言葉は、を使うべきではないということですか。
西村委員	普通に話をする時、それからＮＰＯの方々が「市民」を使うことを言ってるわけではなくて、自治基本条例を実際運用し、解釈し、適用していく場合は、やはり「住民」ということを基礎にすべきだということです。
松崎委員	そうすると、いわゆるまちづくり団体とかＮＰＯとかは、全くこの範疇から外れるということでしょうか。それを構成するのは一人ひとりということなので、その一人ひとりが権利を有するのであって、団体は権利を有しないというところまで踏み込むのでしょうか。
西村委員	そうではないです。ＮＰＯや団体はまちづくりと関係していますし、まちづくりには参画するわけです。だから、まちづくりに参画できる権利はあるのです。 ここで一番問題になってくるのは、主権者は「住民」だということです。大きく言うと、誰が代表機関である議会と首長を選ぶのかということです。これは団体は選ぶことはできず、あくまでも「住民」です。「住民」が信託するわけです。
落水委員	西村委員にお尋ねですが、要するに正副会長試案をどう書き直せばいいのですか。今は、論議しているわけであって、政治勉強会をやっているわけではないので、この定義が具体的にどう書かれれば納得されるのかを説明してください。
西村委員	だから、林委員の定義をそのまま書ければいいわけです。
松崎委員	私は、分かりやすいということから言えば、西村委員の定義は、非常に分かりにくいです。だから西村委員に質問しているのですが、こういうふうに、結局、私のようにわからない市民、住民もいるわけですから、やはりもっとわかりやすく、正副会長試案のように一つずつ項目で書かれた方がわかりやすいと思います。この議論も、ここだけやっていたら先に進みませんので、ここは西村委員と私の主張を議事録に具体的に書き込んでもらおうということで、先に進めていただきたいと思います。
林委員	提案者の林ですが、提供しました「比較対照表」の２枚目を見てください。右側が私が提案した定義付けで、（２）から（４）に「住民」、それから「通勤・通学者」、それと「事業者等」ということを定義しておりますが、地方公共団体としての熊本市、いわゆる市政の形づくりに関係する方々は、この（２）の「住民」、それから（３）の「通勤・通学者」、（４）の「事業者等」ということで、全て包含しております。 「市民」という概念を正副会長試案にある から までとしてしまいますと、いわゆる各法律上で、権利関係の濃淡がありますので、条例の法文の定義の仕方としては、私は誤っていると思います。 権利の保護に濃淡があるのかということをきちとした場合は、 から まで

	全て一緒にまとめて「市民」という概念で定義付けることは、できないと思いますよ。ですから、そのところを私は「住民」というものと、「通勤・通学者」、それから「事業者等」ということで、それぞれの局面局面、例えば住民以外でいわゆる権利義務を与えるというような場合については、「通勤・通学者」及び「事業者等」についてもこれは付与するということを、お配りした６ページの右側の第７条第３項を見ていただきますと、「通勤・通学者及び事業者等は、法令又はその性質上保有できない権利を除き、前２項及び次項以下の権利を等しく行使することができます。」ときっちり付け加えております。要するに、法令またはその性質上保有できない権利はもちろん駄目ですけども、いわゆる住民の権利の中に「通勤・通学者」、「事業者等」も入れ込んでおり、権利の保障の濃淡ということについても、ここで勘案した形で規定をしているということをご理解いただきたいと思います。 ２ページ目に戻りますけれども、「住民」、「通勤・通学者」、「事業者等」の定義をここに記載しているようにすれば、いわゆる法令関係の専門家からも、どこからも文句は来ないであろうと思います。
山 口 会 長	林委員のご見解は分かりました。ただ、それが一般的かという、私はそうではないと思っております。 まず、「住民」と「市民」についてですが、他都市から学べということを再三、西村委員がおっしゃってますので、他都市の定義状況を資料の「１－５」で見えますと、「住民」と定めているのは豊島区だけで、その他は「市民」、中には「区民」というのもありますが、多くの自治体では、そのような定義をしております。 林委員の説に立ちますと、他都市の条例が全て間違っているというようなことになるのですが、果たしてそうなのかというのが一点。 それから、もう一つは地方自治法第１０条です。資料の１１ページですが、地方自治法第１０条１項では、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」とあり、これが「住民」の定義です。そして、その定義に基づいて、１０条の２項で、住民はどういう権利を持つのか、また、林委員がおっしゃるように、１０条１項の方は法人等を含んでいますので、そのうちの日本国民たる、個人である国民についてはどういう権利があるのかといったことを、選挙権に絡めて１１条で定めています。 要するに「住民」の定義と、「住民」がどういう権利義務を負うのかというのは別だと思っております。それがなんかすごくごっちゃになっていて、権利義務を持つ者が「住民」だというような形に考えていらっしゃるわけで、そういう考え方もあるとは思いますが、一般的には私は違うと思います。この件につきましては、林委員も私もその分野の学者で、お互いの信念もあり、平行線で全く一致はしないと思いますので、これ以上やるのは不毛な議論と思います。

	よろしければというか、よろしくなくてもこれでこの議論は終わりにしたいと思います。
西村委員	林委員が提案されている「住民」の定義を定義の中に盛り込むことに反対なのですか。
山口会長	反対です。
西村委員	林委員の定義は、私は筋が通っていると思うのですが、この内容について反対なのですか。
山口会長	林委員の「住民」の定義については、条例の定義として盛り込むことには反対ですが、その内容については、賛成で、別のところで書く分にはかまわないと思います。
山形委員	林委員や西村委員が今言われていることは、誰も否定はできないし、誰も否定はしておりません。ただ、条文として書く時には、中学生にもわかるように簡潔にということは常に頭に置いており、それから考えるとどうかなと思います。ここの議論は、議事録の中に残してもらって、検討は次の世代の人たちにしてもらってはと思います。 それともう一つ、いわゆる国政レベルでは選挙権がなくても、地方参政権は認めようじゃないかという議論があっている中で、あまりにも住民票があるかないかということを厳密にすることは、この自治基本条例にはそぐわないのではないかと私は心配しておりますが、そのへんは荒木副会長いかがでしょうか。
荒木副会長	それはおっしゃる通りでございます。外国人の参政権の問題等がずっと続いて議論されてきており、色んな条件を付けながらも、できるだけ参政できるような方向に議論は進行しているという状態です。
山口会長	参考にしてもらえればいいのですが、川崎市や岸和田市では、正副会長試案のような「市民」の定義をしているのですが、外国人に対しても住民投票の権利を与えております。また、「住民」については定義をしていますが、何故定義していないかという、それは地方自治法の第10条第1項に定義があるから、あえて定義をしていないのです。要するに定義の問題と定義された人たちにどういう権利や義務を与えるのかは別の問題ということが理解されれば私はいいと思います。一応これでこの議論を終わりにしたいと思います。 次は、「市政」と「まちづくり」です。これも前回、色んな議論があったところでした。
西村委員	「市民」の定義は、どうなるのですか。
山口	「市民」の定義は、正副会長試案に記載しておりますように、 から として

会 長	はということなのですが、これについて反対の方はいらっしゃいますか。
西 村 委 員	反対です。 理由は、先ほども述べましたが、例えば事業を営むものを「市民」になぜ入れるのか、ということです。 これらを「市民」と定義することで、後で問題になってくるから言っているんです。
山 口 会 長	問題になる項目の際に、どう表現するかを議論すれば足りると思うのですが。
西 村 委 員	事業を営むものがなぜ「市民」なのですか。
山 口 会 長	反対の意見があったことを議事録に載せさせていただきたいということですが、いかがでしょうか。
西 村 委 員	いいえ、このことは議論していただかないといけないといっているのです。
山 口 会 長	何回も議論したと思いますが。
西 村 委 員	「何回も議論した」とは、あなたが言っているだけです。
山 口 会 長	このことについて、もう少し議論した方がいいという方はいらっしゃいますか。 (もう結構です。という意見あり) もういいということであれば、次に進みたいと思います。
寺 本 委 員	平成17年に提案した行政案、それと特別委員会正副委員長修正素案、市民会議素案、より良くする会の案の4案全てを見てますが、「市民」の定義の中には、事業者等は全てに入っていますね。
山 口 会 長	他都市の条例から学ぶのであれば、他の条例では、西村委員のいわれるような定義にはなっていませんが。
西 村 委 員	他の条例を全部機械的に学ぶとは誰も言っていないです。いいですか、他の条例でも間違いはあるのです。多数派が正しいとは限らないのです。私がなぜこういうことを言うかという、最初、市民会議の時は、私も「市民」という言葉を使っていました。しかし、自治基本条例を法的に運用していくことを考えた時に、やはり「住民」でなければならないという言葉に行き着いたのです。どちらかというと私は「市民」という言葉は好きか嫌いかというと、好きなんです。何故かというと、進歩的だからです。なんというか全体が統一できるような雰囲気があって、この間も発言したようにフランスの市民革命のように、ヨーロッパの市民思想の影響を受けているわけです。それで「市民」という言葉をずっと言ってき

	たわけです。しかし、「市民」という概念については、色んな攻撃とか批判もあるわけです。そういうことも分かりまして、そして実際に自治基本条例を運用するためには、法的根拠が明確になった概念を使って位置づけるということに気付いて、それで「市民」という言葉ではなく、「住民」という概念を使うべきだということになってきたわけです。だから５年間検討して到達した結論が、「住民」という言葉でした。
原 委 員	西村委員の発言をまとめると、定義の中に、「住民」と「市民」と「事業者等」のくくりで、定義を明記した方が良いのではないかとということでご理解してよろしいでしょうか。
西 村 委 員	「市民」という言葉を使わなくても、「住民」という定義と、「通勤・通学者」、「事業者等」ということで統一できると思います。
原 委 員	この定義に盛り込むのは、「住民」と「通勤・通学者」、「事業者」に分けて盛り込むべきというご意見を西村委員が仰っていますので、先ほど松崎委員が仰ったようにそういう点について両論併記で議事録にきちんと記載してはと思います。
山 口 会 長	最後の説明はよくわかりました。 敢えて、「市民」という言葉を使う必要はないというご意見でした。両論を併記するということではよろしいでしょうか。 （一同了承） それでは次にまいりたいと思います。 次は、「市政」の定義です。 正副会長試案では、「市議会、市の執行機関等が行う全ての活動」としてありますが、林委員と西村委員からは、資料４の７ページの（６）にありますように、「市における地方政府の政策及び活動のすべてをいいます。」という対案が示されています。 このことにつきましては、まず、林委員より、特に「地方政府」を使ったらどうなるのかを含めてご説明願います。
林 委 員	そのことにつきましては、私のケアレスミスです。
山 口 会 長	わかりました。 それでは、このことにつきましては、「市政」の定義の論点から除きたいと思えます。 次は、「まちづくり」にまいります。正副会長試案では、「自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていける活動」としています。 これにつきましても、林委員と西村委員から対案が示されておりますが、林委員いかがでしょうか。

林 委 員	「まちづくり」という言葉の使い方ですが、ニセコ町や札幌市の自治基本条例では「市政」よりも「まちづくり」が広いということを仰っています。「市政」より広い「まちづくり」というのは、法的な統治概念からしておかしいと考えます。いわゆる「まちづくり」の概念があまりにも不正確かつ任意的、多義的な概念で、地方公共団体の区域の中における地域なら地域の都市づくりというような、多義的な施設だとか地域とかの問題であると考えます。まちづくり概念をあたかも市政より広い概念に規定しているところが、他の政令指定都市等の大都市の条例でありますので、こういう概念をあやふやな感じで使ってしまうとこれはまずいと思って、「地域づくり」ということで私は統一させていただきました。 本日提出させていただきました中をご覧くださいと、その中身がご理解いただければと思います。
山 口 会 長	まちづくりが市域全体なのか、それとも市域を分割した小さなまちなのかということだと思うのですが、その点につきまして、荒木副会長より説明をお願いします。
荒 木 副 会 長	(図で説明)  社会科学の中では、社会システムとして大きい円がありまして、その中に一つには政治行政システムがはたらき、また一方では経済システムがはたらいっているという捉え方をします。ですから、この社会システムの社会をなぜ、「まち」とひらがなで読んでいいのかというと、読み替えをしているだけと私は理解しております。林委員から統治概念という話がありましたが、地方自治の統治概念は、極力、支配・被支配の概念を自分達自身で持って行っていくという考え方に立ちます。一方自治という言葉は、自分たちで、考え方を出し合って、共通する面をルール化していく、それが統治概念の根底に、地方自治の場合は、位置づけられるということです。ところが国の場合は統治がいきなり支配・被支配の概念で、支配者と被支配者がなかなか同一化しにくい側面があり、地方自治では同一化しやすい側面があるという捉え方です。ですから、それを私はいつもこういう答え方でしているのですが、地方自治体の場合の支配・被支配の関係と、国の場合の支配・被支配の関係は、こうした形になります。 (図で説明)

	地方自治体のルールづくりは、支配者と被支配者が極力一致するようところで、そのルールを決定して、そのルールを守り実行しているという形でして、国の場合は逆になって、支配の領域が非常に強くなって出てくるといふ、概念上はそういう捉え方になります。これは法律学の概念ではなく、社会科学の概念として私は理解しているということです。問題は、この社会システムを、一番外枠の大きい上位概念としての社会を「まち」というひらがなで読み替えているということだと思います。 以上です。
林 委 員	私には、この「まち」の概念が市政より広がっている印象を受けます。自治法の関係でいえば、例えば、全体を地方公共団体とするならば、区域が自治体における３要素になりますけれども、３要素における区域においての条例の制定権の効力の及ぶ範囲ということです。したがって、ＮＰＯ法人などの公共的団体の活動における総合調整権、指導監督権は首長にあります。これに対して、今度は議会が地方自治法の９６条で、それに対するチェック機能と審議機能があります。 そうすると、札幌市などの自治基本条例は、まちづくりなどを市政から外れたところで、ＮＰＯ法人などが仮に活動するとするならば、議会の審議権、首長の指揮監督権、総合調整権、いわゆるＮＰＯ法人などのまちづくりの主体である公共的団体に対する資料提出権や立ち入り権等は、全てアンタッチャブル、治外法権にするような形になっているのです。 ですから、議会の審議権や首長の指揮監督権が及ぶ範囲が市政であり、市政そのものが自治法上、議会の審議権や長の指揮監督権が及ぶということです。そうでないと、自治の概念から外れるところで、ＮＰＯ法人等が区域の中におけるまちづくりをやるということになります。条例の制定の及ぶ範囲というものは、いわゆる区域の中における、ＮＰＯ法人を含めたまちづくりも全部及んできますので、市政の及ぶ公共団体の範囲よりもまちづくりの概念が広いということは、統治概念からしてないのではと考えます。 そういう意味で、「地域づくり」ということで私は特定したということです。

	「まちづくり」の概念はあまりに概括的・概念的過ぎるので、使うべきでないというのが私の結論です。以上です。
山口 会長	質問ですが、NPOが自治体の統治から外れて治外法権的に活動することは悪いことでしょうか。
林 委員	統治概念というか、市政概念に外れるところは、区域の中でやるのであれば、それは及んでくるという話です。
山口 会長	NPOは自由に活動してよいと考えますが。
林 委員	ですから、市域で活動し、住所がここにあるというのであれば、資料提出権等色んなものがありますから。
山口 会長	首長に資料提出権があろうがなかろうが、NPOの活動を統治しようというのは、いかがなものでしょうか。多分、コミュニティだとかそういうところにも関係してくると思いますが。
松崎 委員	実際にNPOの活動をしています、全く統治から外れているとは思っていませんが、監督権が市にも県にもあるとは思っていません。書類等は自発的に自分たちが提出しているのであって、何もそういう影響は受けていません。統治下にあるということは間違いだと思っています。
林 委員	地方公共団体の中で活動しているのでしょう。包括的にこの中における活動や事務所等は、意識するしないに関わらず、行政権の統治概念は及んでいるというだけです。
松崎 委員	林委員はそういう権利があると仰いますが、そういうことは全然ありません。「地域づくり」とか「まちづくり」については、私たち自身も色々考え方を変えてはいますが、NPOが市政と経済の外側にあるということではないし、資料提出権等の林委員の仰ったそういう監督権を受けているとは思っていません。
林 委員	権利については地方自治法上あるのです。公共的な団体については、当該公共団体の市長が統括権・指導監督権を全部持っています。
山形 委員	NPO法人というものは、その地域に住んでいる時の納税の義務とか、そういうのを免除・減免されているだけで、自由な発想で活動しています。中には活動範囲が熊本市だけでなく、色んな県にまたがっていたりします。その場合、どこかの県に報告の義務は確かにありますが、でもそれだけで、その活動はおかしいから辞めなさいというのはないと思います。日本国民としての、例えば法律の遵守義務だとか、刑法等に違反しないようにということは当然あるでしょうが、それ以外では、今まで日の当たらなかった分野を掘り起こして事業化していくということに対しては、統治の範囲内ではないと思います。 それともう一つ、NPOという言葉を使わないで、任意団体でスタートした場合はどうなりますか。

林 委 員	地方自治法第 157 条「公共団体等の監督」を見てください。
山 形 委 員	ですから「統治下」といういい方はおかしいと思います。 それともう一つ、今から協同労働の協同組合法というのが国会でも議論され始めました。このことにつきましては、この間も言いましたが、こういう新しい仕事の仕方が今からどんどん出ています。この時に狭い意味での「統治下」というのはおかしいと思います。私もある意味、「まちづくり」という言葉は使いたくないのですが、「まちづくり」という時、熊本市の市政も「ONE OF THEM」（全体の中の一つ）として、一つの大きなテーブルに参加していくような、もっと大きい目的があって、その中で、それぞれの市民の役割というのが活かされていくという仕組みを今から作っていかなければいけないと思います。団体活動に補助金などが出ていなければ、統治の範囲から外れていくと思います。以上です。
林 委 員	地方自治法第 157 条を見てから仰ってください。
西 村 委 員	荒木副会長にお尋ねしますが、荒木副会長が説明されたこの「まち」の範囲は地方公共団体と考えられていますか。
荒 木 副 会 長	そういうことは考えていません。
西 村 委 員	この範囲が地方公共団体ではないとすると地方公共団体の範囲はどこになりますか。
荒 木 副 会 長	団体自治のことは関係ありません。
西 村 委 員	（図で説明）これが地方公共団体で、この区域に自治権が及ぶわけです。この地方公共団体の区域があって、この範囲を統治するわけで、だから合併すれば広がっていきますし、そうでなければ広がれません。この範囲に行政権と議会の政策決定権が及ぶわけです。ここの枠をまず規定しないとイケないわけです。これは事務次官の方が「地方及び自治の構造」という中で、書かれております。荒木副会長のいわれる「まち」では、市政はここのように入っており、はみ出しているわけです。問題はここで、はみだしたところに「まち」はあるかということです。
荒 木 副 会 長	大事なことはわかります。「まち」というのは社会というのを置き換えて表現しただけと私は説明したのです。
西 村 委 員	今は条例を作っているわけですから、条例というのは、この範囲の問題をどうするかということだと思います。
荒 木	ですから、考え方の問題で、位置づけをどうするのか、まちづくりと市政とい

副会長	うこの関係をどう位置づけて捉えるか、ということの話です。
西 村 委 員	そうすると、市政は、行政と議会はこの熊本市の全体に及ぶのではないのでしょうか。
荒 木 副会長	それはあなたの憲政原理に立っての考え方です。社会的な実践原理に基づいて、そして、その中から慣習を重ねて、更に実体を重ねていくという、法律が作られる過程があるわけです。ですからその大本のことを私は言っているわけです。
西 村 委 員	私も大本のことを言っているのです。
荒 木 副会長	あなたのは憲政原理から言っているわけです。
落 水 委 員	お二人の話を聞いておりますと、西村委員は地理的な条件を中心に仰っていて、荒木副会長は人的な要件で仰っているわけで、大本の原理が違うようです。
荒 木 副会長	人と人との相互関係作用をまちなかで、いっぱい行われているのを社会と呼び、それを「まち」と呼んでいる。それだけの話です。
山 口 会 長	重要なところと理解はしますが、この場で議論が収束するとはならないようですので、2つの意見があったということを記録しておきたいと思います。
林 委 員	地方自治法第157条だけは入れておかないと。
山 口 会 長	それはわかります。私にも言いたいことはあるのですが、我慢しますので、林委員もお願いします。よろしいでしょうか。
西 村 委 員	では、具体的にどうするのでしょうか。
山 口 会 長	両論併記です。
西 村 委 員	落水委員にですが、今のことについて意見を聞きたいのですが。
落 水 委 員	私よりも学識の先生の方が詳しいので、それについて、正しいか間違いかを言うのは適当ではないと思います。今の論議は基礎物理学者と応用物理学者の論議になっていますから、どうしようもないような気がしてしょうがないです。理想と現実の違いのような感じに近いと思います。私は両委員の仰ったことは、どちらかの立場に立てば、当然そのような考え方をすると思います。
山 口 会 長	そういう議論があったということで、地方自治法の第157条につきまして、覚えておいていただいて、後ほどお読みいただきたいと思います。
林	地方自治法第157条の特に第1項と第2項を見ていただきたいと思います。

委 員	
山 口 会 長	その他、何かございませんか。見た限りでは、この他の「執行機関等」、「参画」、「協働」の定義につきましては、試案とこれまでの4案、それと林委員の提案と同じようだと理解したところですが、どうしても違うというところがあれば、仰っていただきたいのですが。
林 委 員	私がお配りした比較対照表の2ページのところの右側が、私が出したものの「参画」と「協働」の定義です。若干、こちらの方がきめ細かく規定しており、「協働」についても、ここでも「住民」、「通勤・通学者」、「事業者等」を入れています。参画の中には具体的に記載しているところが、ちょっと違いがあることをご理解いただいて、これをどのように取り入れるのか、もしくは、正副会長の案でいいのかを検討していただきたいと思います。取り入れていただけるのであればいいのかなという気がいたします。
荒 木 副会長	正副会長試案は、二人でまとめたように思われがちですが、そうではなくて、今まで出された意見をまとめております。したがって、多くは重複していますが、この内容でいいと思います。ただ違うのは、林委員の場合は各協働する主体の具体的な名称を、具体的に示されているというだけと私は思います。あとはほとんど同じだと思います。
松 崎 委 員	協働のところに、「それぞれが対等な立場で」と書いてありますが、「それぞれ」が指すのは個人でしょうか、団体やグループでしょうか。それとも両者なのかを確認したいのですが。
林 委 員	両者です。
荒 木 副会長	個人も含む、団体も含む、行政も一主体という位置づけです。
西 村 委 員	確認ですが、「地域づくり」という林委員の定義は、きちんと意見に入れていただけるのでしょうか。
山 口 会 長	そういう意見があったことは、両論併記します。 「参画」と「協働」につきましては、そうしますと、ほぼ同じということで整理させていただきます。 次は、「目的」について協議いたします。資料4の1ページをご覧ください。これにつきましても、前回、だいぶ議論されております。
西 村 委 員	正副会長試案の5ページのところで、「市」とか「自治」とかの定義がありますが、このことについても考え方を統一すべきと思います。
山 口 会 長	資料4の5ページの(10)から(15)までの定義は議論しないのか、というご提案であります。

	私どもの整理では、これについては項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合には協議をするという考えなのですが、いかがでしょうか。
西村委員	自治基本条例を策定しているのであるから、少なくとも「自治」については、議論になっていますから定義をきちんとしておく必要があると思います。
山口会長	「自治」の定義につきましては、資料を見ますと草加市、四日市市、岐阜市で規定しており、また、林委員も２ページで「自治」の定義を「住民が地方公共団体である熊本市を、自ら治めることをいいます。」と提案されております。よろしければ、林委員の定義でよろしいのではないかと思いますので、これはそのようにさせていただきます。 それでは、資料４の１ページに戻りまして、まずは目的のところを読んでいただきます。 （事務局 目的読み上げ）
西村委員	別にここに大きな問題はないと思います。問題は、どういう風に表現するかというところで、林委員が今日配られた資料４の正副会長試案と林委員案の比較対照表というところで、この間、山形委員も発言されていたように、「持続可能な循環型地域社会」ということを目的の中に、どういう社会を目指すか、つまり地域をどうするかという問題を踏まえて明確に盛り込まなければならないと思います。
山口会長	「持続可能な循環型社会」につきましては、前回、「目的」に移してはどうかという意見もあったかと思いますが、いかがでしょうか。
山形委員	「持続可能な循環型社会」につきましては、「目的」に移した方がいいというご意見が、何名かの委員からあったかと思います。私は確か、最後に、これは目的でなく、手段であるという言い方をしたかと思います。手段という時に、それは手続や手法という意味も含まれていると思ひまして、理念の中に盛り込んでおけば、私は性格的に合うのではないかと未だに思っております。
山口会長	次に、「自治の基本理念」に行きますので、そこで協議してはと思います
林委員	私の対照表の案の１ページに「住民の信託に基づく市議会および市長その他の執行機関の役割と責務を明らかにする」ということで記載しておりますが、「住民の信託に基づく」ということは、他の自治体にも入っておりますので、盛り込んでおは思っております。正副会長試案には信託概念が入っていないので、是非、お願いします。
山口会長	前回の議論を受けまして、正副会長としては、そういった趣旨を前文に盛り込んでおはと考えているところです。 それと「主権者としての住民」という表現ですが、こういうものが必要だとい

	うことは、前回、共通認識だったと思います。それを「目的」に入れるのか、それとも「前文」に書いた方がよいのかは、議論の余地があると思うのですが、どうしてもここでなければいけないということがなければ、どちらかに入れるという整理でよろしいでしょうか。 （一同了承） それでは、「前文」もしくは「目的」のどちらかに、表現は考えるとして、「信託」と「主権者としての住民」は盛り込むこととさせていただきます。 それでは次に、「自治の基本理念」に移りたいと思います。いくつかありますので、事務局の方で読んでいただきたいと思います。 （事務局 「自治の基本理念」読み上げ） この最後に、先ほど話がありました「持続可能な循環型社会」が出てまいります、いかがでしょうか。
西 村 委 員	前回、荒木副会長が、「団体自治を確立し、住民自治の拡充・推進を目指す」という表現について、まずは住民の自治が確立することが前提で、そして団体自治があるといわれていましたが、その通りだと思います。だからこのところは、まず、住民自治の拡充ということを最初に持ってきて、その後に団体自治の確立と入れ替えてはどうでしょうか。 もう一つはここは「自治の基本理念」、いわゆる根本的な自治の考え方を示さなければならないところなので、体系化されなければいけないわけです。 そこでまず1番目は、住民があって、存在して、活動して、はじめて地方自治体が成り立つわけですから、そういう点から「住民主権」を入れること。 2番目は「信託に基づく市政」です。これは主権者である住民が議会と市長に信託して、その間接民主主義の下でこの人たちが権力を行使し、支配する。そういう言葉が良いか悪いかは別にして、住民主権とその住民主権に基づいて選ばれた議会と市長の基本的な関係をここでは、明確に謳う必要があると思います。そして、その市長と議会はどういう活動をしなければならないかということ、これは荒木副会長が一貫して仰るように、住民自治の原理に基づいて、情報公開と住民参加を基本として、そして公正的な市政運営をしていくということを盛り込まなければならないと思います。 3番目としては、地方公共団体を構成する住民の基本的な権利、人権を守る、そして福祉の増進ということを明確にする必要があると思います。憲法では、国政は国民の厳粛な信託によるもので、その権利は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを奉仕する。そしてその福利は国民がこれを享受するという関係です。このようなことから人権と住民の福祉という問題を、地方自治はこれを目指して自治を進めていくべきだということを明確にしておくべきだと思います。この理論は、人類普遍の原理で、この原理によって憲法は作られているので、

	基本的に熊本市自治基本条例にも同じ考え方を盛り込むべきだと思います。 4 番目は、山形委員が繰り返し仰っていました持続的な循環型の社会を実現していくということです。この場合に資源の有限性を自覚して、自然と経済、それと文化の均衡のとれた地域社会を目指すということで、そのためには、参加と協働、情報公開と住民参加を基本にした市政を進めていくということです。 5 番目は市と国や県との関係は対等でなければならないということです。いわゆる団体自治が確立していなければならないということで、国に対しても色々きちんと意見を申し上げていくという関係を自治の理念に謳うべきだと思います。 これらは林委員が提案しているものなのですが、取り上げるべきだと思います。これらの内容は、試案の中で重複しているものもありますが、整理してみますと試案の 1 番目の団体自治は、林案の 5 番目にありますし、2 番目の市民、議会、市の執行機関等の相互共有は、信託に基づく市政ということと、その中における住民参加を加えればいいし、3 番目の人権の問題は、地方公共団体の存立の目的は、その根拠は住民の福祉にあるわけですから、それを足せばいいわけです。 4 番目は、「主権者である住民」ということで、1 番の住民主権と一致しますし、5 番目の積極的な参画ということも、林委員の提案の中に、住民参加と協働が入っています。 このように整理しますと林委員の案は、理念として掲げていく上で、非常に的確ではないかと考えます。
寺 本 委 員	「持続可能な循環型地域社会」を「自治の基本理念」や「目的」に入れることには、違和感を感じることを前回もいいましたので、意見として申し上げます。 それから「主権者である市民」という認識につきましては、主権者といった場合、選挙権も一つですけど、それが全部にかかってくる印象があります。林委員は「主権者」は「住民」とおっしゃっているので「主権者である市民」は、誤解が生じるのではないかと思います。
林 委 員	私は、市民という言葉は一切使っておりません。市民主権ではないのです。
山 口 会 長	先ほど、定義のところで話をしましたので、4 番目のところの「主権者」という言葉を盛り込むのであれば、ここは「住民」にいたします。 後、西村委員のご意見につきましては、私が聞いている限りでは、もっともな指摘だと思いますので、どのようにするかは、今はできないので、そういうことを踏まえまして書き直すということにしたいと思います。
落 水 委 員	「持続可能な循環型地域社会を実現する」ということは、この言葉をこのままというのは別にして、こういうことをここに謳い込むのは、ある意味で画期的だと思いますし、これは地球規模で考えるような話ですから、今までの考え方の基本理念とは全く違う切り口だと私は思います。新しい感覚を基本理念に謳うこと

	は、違和感がありになる方もいると思いますが、私はこういうイメージで謳い込みたいという想いでおります。 それと前回申しました、「公」と「私」のことにに関してちょっと思いましてのは、「公共の福祉」という日本語をどこかに織り込んでいただければという気持ちでおります。「基本的人権」も織り込まれて構いませんが、それは対比するかどうかは別にしまして、「公共の福祉」という日本語を是非とも、「基本理念」でも「前文」でも結構ですので、自治基本条例のどこかで謳い込んでもらいたいと思います。
西 村 委 員	「公共の福祉」は地方自治法では抜けたと理解していますが。
山 口 会 長	それは確認したいと思います。 「公共の福祉」ということを「前文」か「目的」、「自治の基本理念」のどこかを盛り込んで欲しいといった意見がありましたが、具体的にどこでというのは今は言えませんが、ご意見がなければ盛り込むことといたします。 これで「自治の基本理念」までは一応終わりました。最初にお示したスケジュールを見ますと、もう少し進まないといけないのですが、時間的には2時間以上経っていました。次回以降、まだ3回ありますので、審議のスピードアップをお願いしたいと思います。最初の30分ぐらいは、失礼ながら、何回も同じ議論をしているので、そこは次回以降、前置きを抜きにして、本題に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
西 村 委 員	前回の議事録の12ページに、私が「条文を書く時に、林委員に」とありますが、ここは「前文」の話をしているところなので、「前文」に修正していただきたい。
山 口 会 長	わかりました。それは直しておきます。
林 委 員	冒頭に配布いたしました、A4のお願いというのを見ていただきたいのですが。
山 口 会 長	資料につきましては、その場でもらっても何が書いてあるかわかりませんので、前もってお渡しいただけるとありがたいのですが。 時間もありませんので、5分程度でお願いします。
林 委 員	A4で4枚の資料を出しておりますが、2枚目をご覧ください。1点目は、全文を改めた形でお出ししたいと思いますのですが、正副会長試案と並列配置をしていただきたいということです。今回は、こちらの方で首長のところまでを対比してお出ししておりますが、これ以降については、何日か前にお出しした場合については、事務局の方をお願いできればと思っております。 それから全体像で、私が記載していて、正副会長試案にないもの、それから例

	えば、最高規範性のように最初の方に持ってきているものがありますので、その比較検討の機会をお願いしたいのと、後は、指針関係についてはこの通りです。以上です。
事務局	今、林委員から並列配置してもらいたい旨のご要望がありましたが、これまでの資料は、一巡目にいただいたご意見と林委員や西村委員からいただいたご提言などを比較対照して書いているところです。したがって、今回のご要望につきましては、他の方の意見をどう取り上げるのかもありますので、考えさせていただきたいと思います。 なお、以前ご提案されている内容が変わるということであれば、開会の２週間前に提出していただくと各委員には配布ができると思います。
林委員	こちらの方で作ります。
山形委員	わかり易く簡潔にするという意味で、一つ要望なのですが、解説文なり解説書があればいいかと思いますので、その検討を是非一度お願いしたいと思います。
山口会長	はい、わかりました。 3 次回開催 次回の開催については、第１４回が１月２３日、金曜日、１３時半から、第１５回が２月１７日、火曜日、１５時半から、第１６回が２月２４日、火曜日、１４時半からですので、よろしくお願いいたします。 4 閉会 これをもって本日の検討委員会を終わります。ありがとうございました。